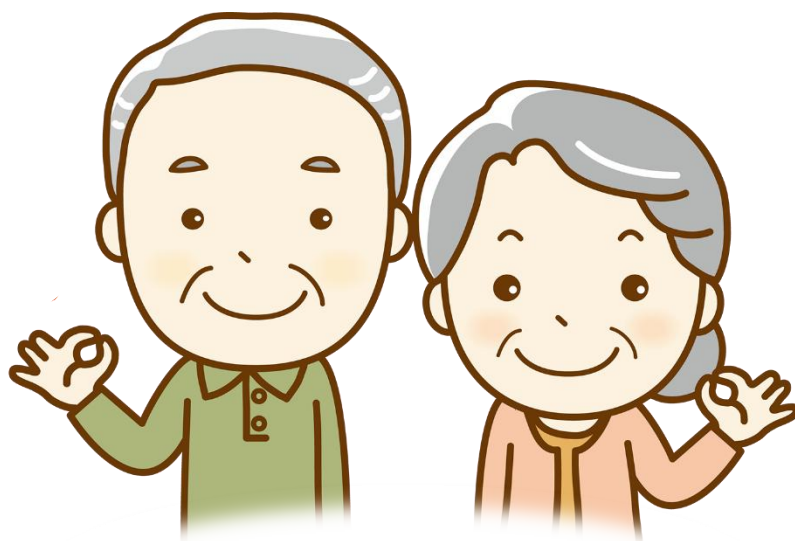


令和8年度版

事業概要

名古屋シルバー人材センター



ひとに、
ときめきを。

私たちがお役に立ちます！

屋内作業
施設内清掃
カート整理
商品の品出し
家事援助
など

屋外作業
植木手入れ
手刈り除草
機械刈り除草
マンション清掃
など

事務等
一般事務
パソコン教室
賞状書き等筆耕
大学の被験者
など

は じ め に

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいた公益的な法人で、基本的に全国の市町村に一か所ずつ設置されています。

名古屋市シルバー人材センターもそのうちのひとつで、昭和61年2月に社団法人となり、平成25年4月に愛知県から認定を受け、公益社団法人へ移行しました。

広く高年齢者の入会を促進し、就業機会の提供、ボランティア活動などを通じて「活力ある地域づくり」に取り組んでいます。

令和8年3月末の会員数は7,751人で、「自主・自立、共働・共助」を基本理念とし、会員自らが組織運営にあたっています。

当センターでは、「シルバー人材センター事業」と、指定管理者として受託している「高齢者就業支援センター事業」を有機的に運営することにより、高齢者の就業の場、生きがいの場として地域社会に貢献しています。

も く じ

はじめに	1
名古屋市シルバー人材センターの沿革	2
年 表	6
事業運営の基本方針	8
シルバー人材センターの仕組み	10
こんな仕事を受けています	11
令和3年度～令和7年度事業実績	12
令和8年度予算（財源）	13
名古屋市高齢者就業支援センター	14
組織の概要	17
組織の主な役割	18
事務局組織・事務分掌	19
事務局所在地	20

名古屋市シルバー人材センターの沿革

1 設立から法人化まで（昭和 55～60 年度）

全国各地で「高齢者事業団」、「能力活用協会」など様々な名称の団体が設立される中、名古屋市においても昭和 54 年から「生きがい対策」（福祉施策）として検討が始まり、昭和 56 年 1 月に市内で最初のシルバー人材センターが設立されました。

センターは、雇用施策や失業対策事業とは異なり、高齢者の生きがいと社会参加を促進するための高齢者の自主的な団体として誕生し、一般家庭や事業所からの発注を受け、事業を開始しました。

当初は任意団体として「高年者能力活用センター」という名称を使用しており、昭和 60 年度までに南部、北部、西部、東部の順に設立され、それぞれ独立した団体として運営されていました。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が昭和 61 年 10 月から施行されることを見据え、事業の法的安定性の確保とさらなる発展を図るため、昭和 61 年 2 月に 4 つのセンターを 1 つの法人として統合し、「社団法人 名古屋市シルバー人材センター」が設立されました（会員数 2,462 人）。

2 法人化から組織整備まで（昭和 61～平成 6 年度）

法人化以降は、昭和 61 年 4 月に北部センターに小中学生を対象とした補習授業を行う「芳野学習教室の開設（自主事業）」をはじめ、昭和 63 年 4 月に「作業室設置（名古屋市からの移管事業）」、平成元年 7 月には「自転車リサイクル事業（名古屋市補助事業）」など新しい事業に取り組み、事業の公共性・公益性がより明確になりました。しかし、任意団体当時の運営形態（それぞれの総会・理事会）も残しており、名称も「社団法人 名古屋市シルバー人材センター 名古屋市〇部高年者能力活用センター」と二重表記するなど、法人化以降も運営の実態は変わりませんでした。

当時は、全体の事業実績の伸びは思わしくなく、会員数は平成 4 年度まで 2,200～2,300 人台に低迷し、平成 4 年度には初めて受注実績が前年度を下回りました。

こうした状況に危機感を抱き、会員の増強、受注の拡大、4 センター間の不均衡の是正を目指し、平成 5～6 年度に組織整備を行い、法人としての組織運営の「真の一本化」を図りました（4 センターを支部と改称、支部ごとの総会・理事会・会計を廃止）。

また、設立時から全国に先駆けて会員登録・受注処理業務の一部を電算オンラインシステムによって行ってきましたが、組織整備に合わせて平成 6 年 9 月に新システムに切り替えました。

3 自主運営体制への取り組みから介護保険事業の開始まで（平成 7～12 年度）

平成 7 年度には、長年の懸案であった「地域班（小学校区を単位とした会員のグループ）」の設置をはじめ、会員の親睦と福利厚生事業を行う「会員互助会」を設立するなど、会員の自主運営体制と「魅力あるシルバー人材センターづくり」を

目指した取り組みを実施しました。平成 8 年 10 月には、将来を見据え事業を発展させていくため、事業推進体制の強化、会員の増強、受注の拡大の 3 つを柱とした「長期計画」（平成 8～17 年度）を策定しました。

平成 9 年 7 月からは「名古屋市高齢者就業支援センター」の運営を名古屋市から受託し、業務部（現本部）・東部支部の事務所を同センター内に移転、同時に「高年齢者職業相談室」事業を開始しました。同年 10 月にはホームヘルプサービス事業を名古屋市から受託し、女性会員の就業機会の拡大を図りました。この事業は平成 12 年度から介護保険制度のもと、指定訪問介護事業として再スタートしました。

4 自主事業の強化から第二次長期計画の策定まで（平成 13～平成 18 年度）

平成 13 年 4 月には「衣服リフォーム事業」を開始したほか、平成 14 年 4 月には、北部支部で「パソコン教室」を開始するなど自主事業の強化も図りました。

平成 16 年 10 月「長期・適正就業検討委員会」を設置し、就業のあり方について検討を進め、平成 18 年 3 月「会員の就業期限に関する基準」、「会員の就業時間に関する基準」を策定しました。

平成 17 年度から、名古屋市高齢者就業支援センターの管理運営については、指定管理制度が導入され名古屋市から受託しました。（指定管理期間 平成 17～20 年度）

平成 18 年 3 月「第二次長期計画（平成 18～27 年度）」を策定し、10 年間の事業指針を明らかにしました。そして、これに基づく実施計画「第一次推進計画（平成 18～21 年度）」を策定しました。

5 社会的環境の変化への対応から公益社団法人化まで（平成 19～平成 24 年度）

平成 19 年 4 月「子育て支援事業」を、平成 21 年 2 月からは「シルバー派遣事業」を開始しました。

平成 20 年 9 月のリーマンショックの影響により、民間部門の受注が激減するなどセンターをとりまく環境が一変し、運営の見通しが不明瞭であったため、「第二次推進計画（平成 22～24 年度）」の策定を見送りました。

平成 22・23 年度には、国庫補助金が大幅に削減されるとともに、公共部門の受注も大幅に減少し厳しい経営状況となりました。

平成 24 年度には名古屋市が実施した「行政評価外部評価」の対象となり、独立した法人として、自主財源を確保し自立的な運営を図ること、高齢者に対しより多くの就業機会を提供するために受注の拡大を図ることとの指摘を受けました。

このような状況のなか、入会の促進、受注拡大、自主財源の確保などについての方針を記載した「第三次推進計画（平成 25～27 年度）」を策定しました。

公益法人制度改革がすすむ中、これまで以上に市民の皆様からの信頼を得て社会へ貢献するために、公益社団法人化の準備をすすめました。

名古屋市高齢者就業支援センターについては、平成 21 年度からも引き続き、管理運営を行いました。（指定管理期間 平成 21～24 年度）

また、平成 22 年 3 月、国の方針により「高年齢者職業相談室」が廃止されましたが、高齢者の就業に関する相談機能を維持するため「相談コーナー」を市の補助事業として運営しました。なお、平成 24 年度から、指定管理事業として運営しています。

6 多様なニーズに対応した事業展開（平成 25 年度～令和元年度）

「公益社団法人」の認定を受け、平成 25 年 4 月から新たなスタートを切りました。平成 26 年 2 月には、老朽化した北部支部を移転しました。また、平成 26 年 4 月には公益社団法人として自主財源を確保し、安定した経営基盤を築くために、センターの設立以来 5% に据え置いてきた配分金に対する事務費の率を 5% から 8% に変更しました。

平成 28 年 3 月には今後のセンター事業の推進を図るため、「多くの高齢者の入会を促進」「多様な受注開拓への取り組み」「地域の多様なニーズに対応」「センターイメージの向上・魅力発信」の 6 つの事業方針を柱とした「第三次長期計画（平成 28～令和 2 年度）」を策定しました。

平成 28 年 10 月からは、当センターと民間企業の共同事業体により指定管理者として、名古屋市有料自転車駐車場（鶴舞線ブロック・桜通線ブロック）の管理業務を行うことになりました。（指定管理期間 平成 28 年 10 月～令和 8 年度）

名古屋市高齢者就業支援センターについては、平成 17 年度から指定管理者として管理運営を行っていますが、平成 29 年度以降も引き続き指定管理者として管理運営を行うことになりました。（指定管理期間 平成 29 年度～令和 4 年度）

平成 29 年 11 月から「墓地清掃サポート事業」を開始。平成 30 年から女性の活躍をサポートするために女性活躍推進委員会を設置しました。

名古屋市と協定を結び、平成 31 年 4 月から「空き家管理サポート事業」を開始しました。

7 事業を取り巻く環境の変化と主な取組（令和 2 年度～令和 7 年度）

企業ニーズの多様化と人手不足分野におけるニーズの増加により、これまでの受託事業（請負・委任）に加え、シルバー派遣事業の実績が増加し、また令和元年度の適正就業の取り組みの推進等により、センターにおける就業の形態は多様化しています。

一方で、令和 2 年初頭から世界的なまん延をみせた新型コロナウイルスの影響は長期に及び、高齢者の就業機会の提供を担うシルバー人材センターの事業展開にも大きな影響を及ぼしました。

また、令和 3 年 4 月からは「高年齢者雇用安定法」が改正され、70 歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となり、入会者の年齢も上昇しているため、今まで以上に年齢の高い層への就業機会の提供が課題となってきています。

こうした状況の中、新たに「会員の健康・安全を意識した事業推進」を盛り込んだ、6 つの基本方針を柱とした「第四次長期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定し、令和 3 年度以降、計画の実施項目に掲げる各種取り組みを推進しています。

「情報提供のデジタル化」では、令和 6 年 6 月から会員専用アプリ「Smile to Smile」の登録を本格的に開始し、約 6 割の会員が登録を済ませています。

「フリーランス新法への対応」については、令和 6 年 11 月 1 日からの施行に合わせ、新たに就業する会員への就業条件の明示を行うなど法に則り対応しました。また、令和 7 年 2 月に家庭、同年 4 月から公益団体等との契約について、法を踏まえた新たな契約方式（包括的契約）に移行しました。

法人運営は、令和 5 年のコロナ禍以降、物価高騰、最低賃金の上昇、インボイス制度の導入などシルバーを取り巻く環境が著しく変化しました。そのため、法人運営の安定を図るため、令和 6 年 10 月に事務費率を 8% から 10% に変更しました。引き続き逆風の中、

事業実績の復調がみられず、さらなる法人の安定を図るために令和7年4月より事務費率を10%から13%に改定し、法人運営の回復を図りました。

名古屋市高齢者就業支援センターについては、令和5年度以降も引き続き指定管理者として管理運営を行うことになりました。(指定管理期間 令和5年度～令和9年度)

8 現在の状況（令和8年度～）

少子高齢化の進展や人手不足の深刻化により、高齢者の就業機会の確保と活躍への期待は一層高まっています。一方で、会員の高齢化や多様化する就業ニーズへの対応が求められるなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、当センターでは令和8年度から「第五次長期計画（令和8年度～令和12年度）」をスタートし、会員の健康・安全の確保を基本に、就業機会の拡大、デジタル化の推進、組織運営の充実強化などに取り組んでいます。

また、フリーランス新法への対応として、家庭との契約に加え、令和8年4月から民間企業や公益法人等との契約についても「包括的契約」への移行を進め、適正な就業環境の整備を図っています。

年 表

年	月	主 な 出 来 事
昭和 55	5	高齢者能力活用対策室設置（社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会内）
56	1	南部高年者能力活用センター（現南部支部）設立総会
57	8	北部高年者能力活用センター（現北部支部）設立総会
59	7	西部高年者能力活用センター（現西部支部）設立総会
60	7	東部高年者能力活用センター（現東部支部）設立総会
61	2	社団法人名古屋市シルバー人材センター設立総会
	3	法人認可
	4	芳野学習教室（北部支部自主事業）開設
	5	機関誌「シルバーなごや」創刊
	12	愛知県知事から法人指定
62	5	第1回代議員会
	7	無料職業紹介事業開始
63	4	作業室設置（名古屋市からの移管事業…天神山、笠寺、都福祉会館内）
	10	放置自転車保管場所管理業務（名古屋市委託事業）開始
平成 元	7	自転車リサイクル事業（名古屋市補助事業）開始
	12	リサイクル自転車海外寄贈（カンボジアへ150台）
2	9	東部支部植木会員によるボランティア活動実施（養護施設南山寮）
3	2	10周年記念大会（記念式典、功労者表彰、記念講演）開催
4	2	高齢者就業フェスティバル（いきいきライフ）開催
	10	安全衛生委員会設置
5	9	家事・介護コーディネータ配置（各支部1名）
		清掃ボランティア活動（中区久屋大通公園）開始
6	4	有料自転車駐車場管理業務（地下鉄駅）受託
	10	臨時総会（運営体制一元化の定款変更）
	12	新理事会（市内一元化）発足、モデル地域班設置
7	3	会員互助会設立
	5	一元化後初の通常総会開催、シンボルマーク制定・発表
	6	地域班設置（135か所）
	7	配分金支払日の確定
8	10	15周年記念大会（記念式典、功労者表彰、記念講演、記念誌）開催
		長期計画（平成8～17年度）策定
9	7	名古屋市高齢者就業支援センター開設、管理運営受託、業務部（現 本部）・東部支部を同センター内へ移転
		高年齢者職業相談室開設
		喫茶「銀木屋（東部支部自主事業）」開設
	9	発注者向け情報誌「しるばぁライフ」創刊
	10	ホームヘルプサービス事業（名古屋市委託事業）開始
10	11	ねんりんピック'98（全国健康福祉祭）開催
		伊勢型紙彫型画（南部支部自主事業）開始
11	6	安全優良センター表彰（北部支部）
12	4	指定訪問介護事業（介護保険法）開始
		高齢者自立支援訪問事業（名古屋市委託事業）開始
	11	20周年記念大会（記念式典、功労者表彰、記念講演）開催
		東部支部中根分室設置

年	月	主 な 出 来 事
13	3	自転車リサイクル事業（名古屋市補助事業）終了
	4	衣服リフォーム事業（自主事業）開始
14	4	パソコン教室（北部支部自主事業）開始
16	3	公共自転車関連業務における就業年限基準策定
	8	新入会員説明会での推進委員による面談開始
17	1	安全就業に問題のある会員への処分基準策定
	4	高齢者就業支援センター指定管理受託（17～20年度）
18	3	第二次長期計画（18～27年度）、第一次推進計画（18～21年度）策定 「会員の就業期限に関する基準」「会員の就業時間に関する基準」策定
	5	25周年記念式典（功労者表彰、記念講演、記念誌）開催
19	4	高年齢者職業相談室出張相談先変更（福祉会館→支部） 子育て支援事業開始、外部監査導入
	10	配分金見直し（基準額の引き上げ）
21	2	シルバー派遣事業開始
	4	高齢者就業支援センター指定管理受託（21～24年度）
22	3	高年齢者職業相談室の廃止
	4	高齢者就業相談事業の開始 発注者向け情報誌「しるばあライフ」休刊
	11	公益法人認定準備プロジェクトチーム発足
24	4	高齢者就業支援センター事業に相談事業を一本化
25	3	愛知県より公益社団法人への移行の認定 第三次推進計画（25～27年度）策定
25	4	公益社団法人移行の登記 高齢者就業支援センター指定管理受託（25～28年度）
26	2	北部支部移転、事業開始
	4	事務費率の見直し（5%から8%へ引き上げ）
	9	無料職業紹介事業から有料職業紹介事業へ移行
28	3	第三次長期計画（28～令和2年度）策定
	6	35周年記念式典（功労者表彰、記念講演）開催
	10	名古屋市有料自転車駐輪場（鶴舞線ブロック、桜通線ブロック）の指定管理受託（28年10月～令和8年度）
29	4	高齢者就業支援センター指定管理受託（29～令和4年度）
	11	墓地清掃サポート事業（自主事業）開始
30	4	女性活躍推進委員会の設置
31	4	空き家管理サポート事業開始
令和 2	10	シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）の設置
3	3	第四次長期計画（3～7年度）策定
5	1	センターキャッチフレーズ「ひとに、ときめきを。」策定
	4	高齢者就業支援センター指定管理受託（令和5～9年度）
	10	事務費率の見直し（8%から10%へ引き上げ）
6	1	「Wbe入会申込み」を開始
	6	会員専用アプリ「Smile to Smile」の登録開始
7	2	家庭との契約について「包括的契約」に移行
7	4	事務費率の見直し（10%から13%へ引き上げ） 公益団体等との契約について「包括的契約」に移行
8	4	民間企業、法人との契約について「包括的契約」に移行

事業運営の基本方針

《公益社団法人名古屋市シルバー人材センター 第五次長期計画》

計画期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

基本方針

【多くの高齢者が入会し、生きがい（ときめき）が持てる組織の推進】

健康で働く意欲のある、また、趣味や特技を生かしたい高齢者の入会を促進し、就業や活動を通し活躍の場を提供し、生きがいづくり支援、地域社会づくりに貢献する。

【会員の健康・安全を守る事業促進】

会員が自身や仲間の健康に関心を持てるような機会を創出し、また、「安全は何よりも優先する」という意識を高める。

【会員参画による自主運営の促進】

会員がセンター事業に参画し、会員による自主運営を進められるようにする。

【発注者様から満足いただけるサービスの提供】

発注者様のニーズに応え満足いただけるサービス提供を目指し、サービスの質の向上を図る。

【多様な受注開拓・地域ニーズへの取組み】

多様な就業ニーズに対応すべく、就業形態を幅広くとらえ受注開拓に取り組む。また、活支援など地域の多様なニーズに対応し、地域社会に貢献する。

【運営・財政基盤の強化】

様々な社会情勢が揺れ動く中でも安定した組織運営が持続できるよう、運営・財政基盤の強化・充実を図る。

目標数値

項 目	第五次長期計画 目標数値
会 員 数	9, 3 0 0 人
配分金・賃金	2 8 億円
就業延べ人員	7 2 0, 0 0 0 人
就 業 率	7 5 %

会員の視点

センターでの活動を通じて高齢者の生きがいを図る視点

(1) 多くの高齢者が入会し、活動が続けられるしくみづくり

- ・未入会者へのイベントなどを通じたアピール
- ・多様な入会方法の実施
- ・会員継続のためのしくみづくり

(2) 会員の就業アンマッチの改善

- ・会員の就業アンマッチの改善
- ・多様な働き方の調査・検討

(3) 会員の安全就業や健康を重視する

- ・安全就業の強化
- ・会員の健康づくり推進

組織運営の視点

会員自身がセンター事業に積極的に参画する視点

(4) 地域班活動や職群班活動を活性化する

- ・地域班活動の継続支援
- ・職群班活性化に向けた取り組みの検討

(5) 女性会員の活躍をバックアップする

- ・女性会員の入会・就業促進

(6) 専門委員会等で会員の意見を事業運営に反映させる

- ・専門委員会等で会員の意見を事業運営に反映

発注者様の視点

地域からの生活支援に関するニーズ、企業等からの人材ニーズに応える視点

(7) 地域からの多様なニーズに積極的に対応する

- ・生活援助軽サービスの拡充
- ・生活支援サービス・地域貢献事業の継続実施

(8) 企業等からの多様な人材ニーズに応える

- ・企業等からの多様な人材ニーズに応える
- ・ハラスメント等、現代のニーズに合わせた研修等の検討

(9) 発注者様の満足度を高める質の高いサービス提供をめざす

- ・発注者様満足度調査
- ・就業開始後の発注者へのフォローアップ

センター運営・財務の視点

安定したセンター運営と財政基盤強化の視点

(10) 財政基盤の安定化

- ・包括的契約への完全移行
- ・自主財源についての検討
- ・補助金要望の継続実施
- ・積立金の設置

(11) デジタル化の推進によるコストカット

- ・Smile to Smile 等の推進
- ・ペーパーレス化の推進

(12) 時代に対応した職員の育成

- ・経営感覚を意識した職員の育成

(13) 指定管理者として高齢者就業支援センター業務に積極的に取り組む

- ・指定管理者に応募
- ・提案内容を確実に実施

シルバー人材センターの仕組み

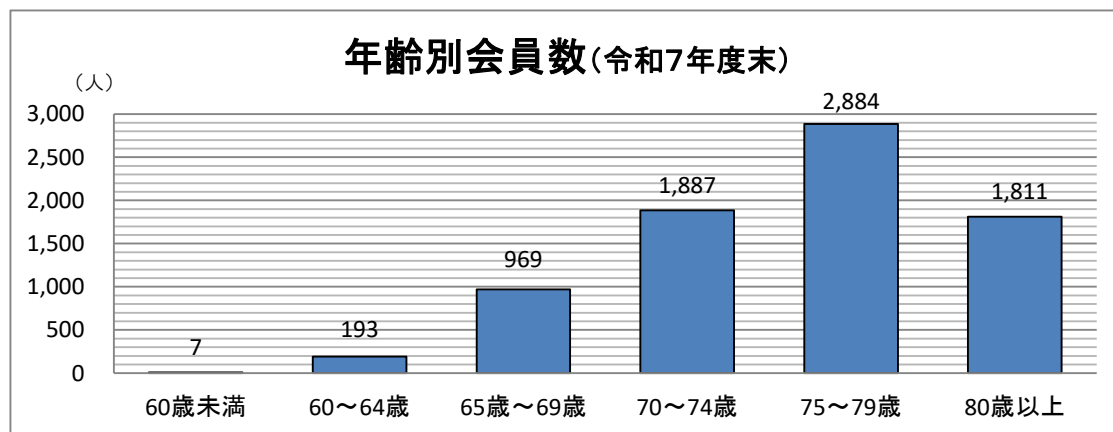
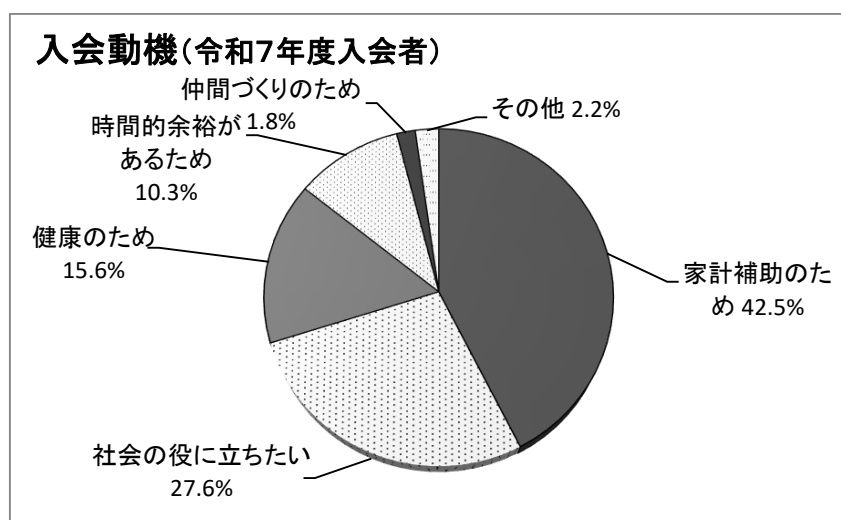
○シルバー人材センターとは？

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、国・県・市の協力を得て運営されている公益社団法人です。「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、定年で職場を離れた高齢者等が「福祉の受け手から社会の担い手へ」になることを目指し、「地域社会に貢献したい」という思いを持って会員として集まり、それまで培ってきた豊かな知識・技能・経験を活かして就業することにより活力ある地域社会づくりを目指しています。

少子高齢化により人口減少社会が到来している中、活力ある経済社会を維持し、「高齢者がいきいきと働ける社会」を実現するための大きな役割を担っています。

○働く意欲のある元気な高齢者の方が登録をしています

名古屋市シルバー人材センターには、名古屋市内に在住で原則60歳以上の働く意欲のある高齢者の方が会員として登録しています。令和7年度末会員数は7,751人で、平均年齢が76.0歳となっています。市内の60歳以上人口の1.0%の方が入会されています。



○シルバー人材センターの就業の仕組み

シルバー人材センターは、一般家庭・事業所・公共機関等から、臨時的・短期的または軽易な仕事を引き受け、「請負・委任(包括的契約※)」または「派遣」という形で会員に提供しています。

「請負・委任(包括的契約)」は会員とセンターの間に雇用関係がなく、発注者の指揮命令を受けません。包括的契約では「発注者と会員」「会員とセンター」「センターと発注者」の三者による契約方式となります。

「派遣」は会員とセンターの間に雇用関係があり、発注者からの指揮命令を受けて仕事を行います。

※令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)への的確な対応を図るため、家庭との契約については令和7年2月から、公益団体等との契約について令和7年4月から、民間企業との契約については令和8年4月から包括的契約(発注者から会員に対して業務委託が行われる契約)へ移行しました。

こんな仕事を受けています

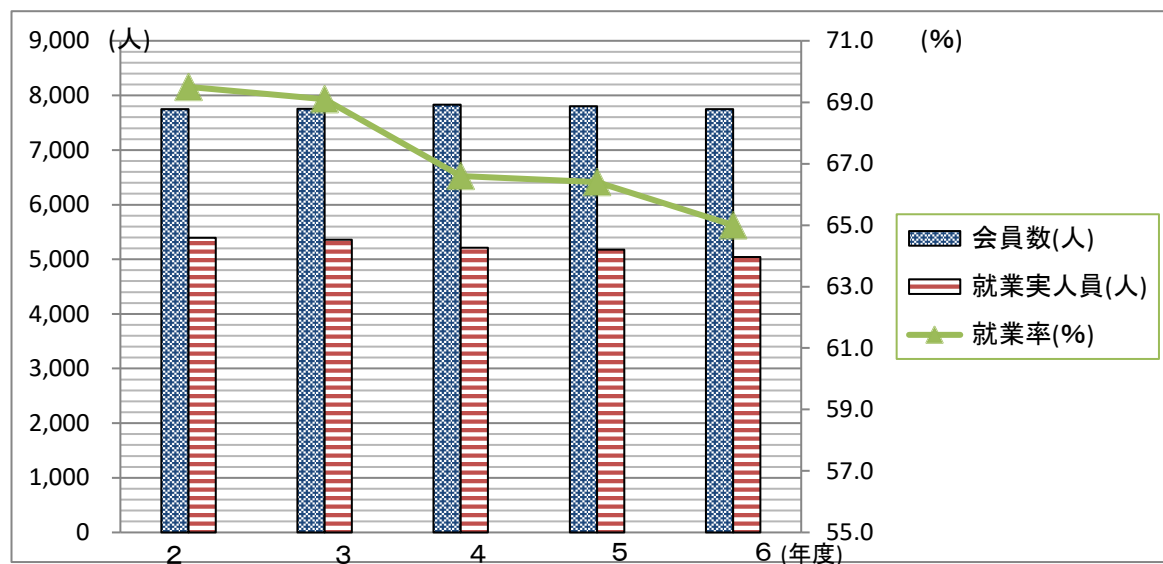
○名古屋市シルバー人材センターで受注している主な仕事（請負、委任事業）

職 群 （主 な 仕 事）		令和 7年 度 実 績	
		受 注 件 数（件）	配分金額（千円）
技 術	残材処分 コンピューター入力	1,889	15,898
技 能	植木手入れ、衣服リフォーム、 襖・障子張り、耐震留具取付、 小修繕程度の大工	9,108	238,486
事務整理	毛筆・筆耕、受付事務、 伝票整理	500	53,638
管 理	スポーツ施設管理、駐車場・ 駐輪場管理	223	339,678
折衝外交	パンフ・サンプル品等の配布、 アンケート	16	5,724
軽 作 業	除草（手刈り・機械刈り）、 屋内外清掃、カート整理	7,760	1,245,422
サービス	生活援助軽サービス、家事援助、 育児支援サービス、訪問介護	9,177	127,279
そ の 他	モデル、被験者	39	2,053
合 計		28,712	2,028,178

令和3年度～令和7年度事業実績

○ 会員状況

年 度	3	4	5	6	7
会員数(人)	7,752	7,753	7,830	7,801	7,751
就業実人員(人)	5,391	5,357	5,211	5,177	5,042
就業率(%)	69.5	69.1	66.6	66.4	65.0



【請負・委任事業】

1 受注件数

単位: 件

年 度		3	4	5	6	7
公 共	公共事業	8,954	8,837	8,539	8,325	8,503
	公社公団	278	287	281	661	749
	小 計	9,232	9,124	8,820	8,986	9,252
民 間	企 業 等	4,899	4,899	4,680	4,580	4,449
	家 庭	18,382	17,504	16,732	15,874	14,996
	小 計	23,281	22,403	21,412	20,454	19,445
独自事業		7	11	11	11	15
合 計		32,520	31,538	30,243	29,451	28,712

2 配分金額

単位: 千円

年 度		3	4	5	6	7
公 共	公共事業	307,007	352,455	346,480	349,847	363,987
	公社公団	125,007	124,041	128,751	224,096	230,607
	小 計	432,014	476,496	475,231	573,944	594,594
民 間	企 業 等	1,103,457	1,125,321	1,115,298	1,041,826	1,019,792
	家 庭	470,000	455,769	441,704	393,627	409,335
	小 計	1,573,457	1,581,090	1,557,002	1,435,453	1,429,127
独自事業		2,215	3,496	3,834	3,937	4,457
合 計		2,007,686	2,061,082	2,036,067	2,013,334	2,028,178

【派遣事業】

1 総括表

年 度	3	4	5	6	7
受注件数(件)	976	1,100	1,082	1,110	1,169
契約金額(千円)	428,927	462,636	458,565	467,638	486,402
賃金(千円)	336,691	363,854	362,519	371,099	387,116
就業延べ人員(人)	98,696	102,413	99,812	98,011	96,054

2 受注件数

単位: 件

年 度		3	4	5	6	7
仕事の分類別	専門的・技術的職業	52	65	48	47	56
	事務的職業	81	83	86	94	104
	販売の職業	106	111	124	133	136
	サービスの職業	406	468	475	465	482
	生産工程の職業	33	46	53	50	58
	運輸・機械運転の職業	4	4	0	0	0
	建設・採掘の職業	5	0	0	0	0
	運搬・清掃・包装等の職業	289	323	296	321	333
	合 計	976	1,100	1,082	1,110	1,169
公民区分別	公共事業	1	2	2	14	12
	企業等	975	1,098	1,080	1,096	1,157
	合 計	976	1,100	1,082	1,110	1,169

3 賃金額

単位: 千円

年 度		3	4	5	6	7
仕事の分類別	専門的・技術的職業	9,587	11,930	9,218	8,731	10,209
	事務的職業	17,190	18,136	18,378	17,919	18,666
	販売の職業	48,951	48,576	51,460	52,017	51,106
	サービスの職業	146,881	159,591	166,661	168,512	176,174
	生産工程の職業	10,181	11,386	14,914	14,725	16,039
	運輸・機械運転の職業	807	772	0	0	0
	建設・採掘の職業	8,279	12,229	0	0	0
	運搬・清掃・包装等の職業	94,815	101,234	101,706	109,195	114,922
	合 計	336,691	363,854	362,337	371,099	387,116
公民区分別	公共事業	767	615	687	2,765	2,549
	企業等	335,924	363,239	361,832	368,334	384,567
	合 計	336,691	363,854	362,519	371,099	387,116

令和8年度予算（財源）

収入内訳	予 算 額 (千円)	割 合 (%)
事 業 収 入	922,144	72.9
補 助 金 収 入 (国・名古屋市)	241,141	19.1
高齢者就業支援センター指定管理料	87,870	7.0
会 費 収 入	10,000	0.8
そ の 他 収 入	3,797	0.3
合 計	1,264,952	

名古屋市高齢者就業支援センター

平成17年4月の指定管理者制度の導入当初から引き続き、名古屋市高齢者就業支援センターの管理運営を行っています。（現指定管理期間：令和5年度～令和9年度まで）

○ 事業内容

「就業相談」「情報提供」「技能講習」「交流啓発」「自主事業支援」「その他の就業支援」を行っています。

1 就業相談

専門の相談員が、相談者の状況や希望に応じてハローワークインターネットサービスやハローワークの求人情報などにより、きめ細やかな就業相談を行います。

さらに、名古屋市と愛知労働局との協定により開始された「一体的就労支援事業」（就業相談コーナーでのハローワークとの共同事業）、『シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）』と一層連携を図ることにより、高齢者就労のワンストップサービスを推進します。

《出張相談》 ※休日および年末年始は休み

場 所	開 設 日	相 談 時 間	所 在 地
中文化センター	火・木曜日	10:00～12:00	名古屋市中区新栄三丁目32番13号 TEL：052-242-1210
西文化センター		13:30～15:30	名古屋市西区栄生一丁目3番20号 TEL：052-561-5391
鶴舞中央図書館	原則第2金曜日	13:30～16:00	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号 TEL：052-741-3131

2 情報提供

事 項	内 容
相談コーナー	高齢者の就業に関する各種情報提供、シルバー人材センターの情報、就業支援センターの技能講習・イベントの案内
資料・図書コーナー	就業関係・社会活動・福祉・健康等に関する図書の閲覧・貸出、資料類の閲覧
講演会・ミニ講座	高齢者の就業や生活などに関する講座の開催
広報誌	就業支援センターで開催する講習会や高齢者の就業に役立つ情報を掲載した広報誌「わーく・わく通信」の発行、年間の講習予定を掲載したパンフレットの発行など
ホームページ・フェイスブック・LINE	就業支援センターの案内、講習受講者募集等の情報の提供

3 技能講習

高齢者がこれまでに培った知識・経験を活かし、就業に結びつく各種講習を行っています。

項 目	内 容
生きがい就業支援講習 (シルバー人材センター向け)	生きがいや社会参加のために就業を希望する方を対象に、シルバー人材センターの就業ニーズに合わせた講習を行う。 植木剪定・除草・子育て支援
就職支援講習	企業等への就職等を希望する方を対象に講習を行う。 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修・調理補助スタッフ養成講習など
シニア就業活躍講座	実際にシニアが活躍している業界の就業事例等について、企業の人事担当者から紹介していただき、就業意欲を喚起する。
就業体験講習	実際の就業の内容を試すことができる一日体験講習を行う。 介護の仕事を知りましょう・植木剪定の仕事について学ぼう
資格取得試験対策講座	就業に役立つ資格取得のための講座を行う。 日商PC検定3級試験対策講座

4 交流啓発

項 目	内 容
教養文化講座	初心者取り組みやすい内容の講座として、パソコン教室(入門・ワード・エクセル・スマホ活用等)・毛筆講習・傾聴講座・健康体操・竹工作教室などを開催。 講師は、主にNPO設立支援講習修了者が担当。
高齢者能力活用セミナー	シニア就職フェアに合わせて高齢者雇用を実践している事業所における高齢者活用方法などの事例を紹介し、就業につなげる。
生涯現役のつどい	シルバー人材センターや自主活動グループの紹介を通じて、高齢者の就業促進につながるイベントを開催
高年齢者雇用推進セミナー	高年齢者が働き続けられる環境の整備等についての理解を深めていただくことを目的として、企業啓発セミナーを開催しました。

5 自主事業支援

就業支援センターの講習等を通じて組織された高齢者グループの活動を支援し、地域貢献活動の促進を図ります。

6 その他の就業支援

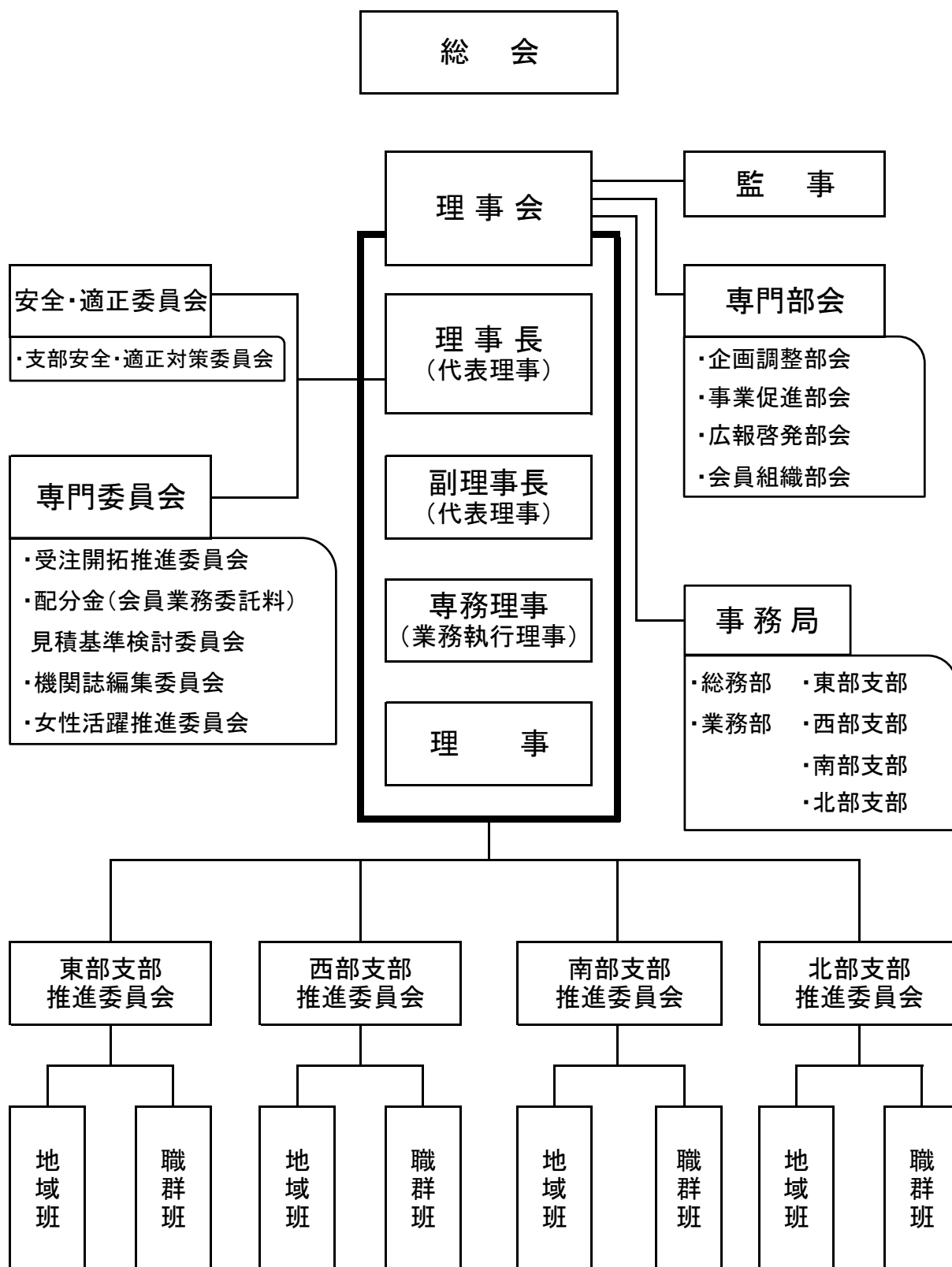
項 目	内 容
シニア就職フェア	企業の人事担当者による事業内容などの紹介
高齢者向けスマホ相談	スマホ初心者向けに個別相談を開催する。

□ 令和7年度高齢者就業支援センター利用実績

事業種別		延人数(人)
就業相談		7,924
情報提供		18,606
技能講習		3,047
交流啓発		4,931
自主事業支援		1,577
その他の就業支援		821
小計 (A)		36,906
貸室利用	有料	2,106
	無料	10,746
小計 (B)		12,852
シルバー人材センター事業 (C)		11,448
合計 (A)+(B)+(C)		61,206

組織の概要

公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター



組織の主な役割

□ 総 会

法人を構成する社員(会員)全員をもって組織される会議体であり、法人法に規定する事項および定款に定めた事項について決議をする基本的意思決定機関です。

□ 理事会

理事全員をもって構成し、意思決定を行う合議制機関であり、かつ法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定および解職を行う権限を有しています。

□ 専門部会

センターの事業をより円滑に推進するため理事会に設置され、正会員の理事から構成されます。

企画調整部会	事業計画及び中長期計画に関すること、事業についての調査研究に関すること、支部の活動調整に関すること、名古屋市高齢者就業支援センター運営受託事業に関すること
事業促進部会	高齢者にふさわしい仕事の開拓および開発に関すること、会員の研修に関すること、事業所等との連携に関すること、安全就業の推進に関すること
広報啓発部会	事業所・一般家庭・地域・会員等への広報および啓発に関すること、会報に関すること
会員組織部会	地域班に関すること、職群班に関すること、ボランティア活動に関すること、会員の福利厚生事業に関すること

□ 監 事

監事は、理事の職務執行を監査し、理事が作成した計算書類および事業報告ならびに附属明細書、財産目録等を監査します。職務の遂行のためにいつでも理事および使用人に対し、事業の報告を求め、法人の業務および財産の状況を調査することができるなど、広範な権限が与えられています。

□ 安全・適正委員会

会員の就業に伴う安全・適正管理及び健康に関する事項について審査協議し、その対策を推進する機関です。理事、会員および職員の中から理事長が委嘱した16名以内の委員で構成されます。また各支部には安全・適正対策委員会が設置されています。(会員、職員の中から理事長が委嘱した10名以内の委員で構成)

□ 専門委員会

事業を専門的に掘り下げ、課題等を検討する理事長の諮問機関です。委員は、正会員の理事および会員の中から理事長が委嘱します。

受注開拓推進委員会	受注開拓目標の設定に関すること、受注開拓活動計画の策定に関すること、新規事業の調査研究および開発に関すること
配分金(会員業務委託料)見積基準検討委員会	配分金額の調査および検討に関すること、配分金見積基準改正案の作成に関すること
機関誌編集委員会	機関誌等の企画および編集に関すること
女性活躍推進委員会	女性向けの受注開拓に関すること、女性の入会促進に関すること 女性会員向け研修に関すること

□ 支部推進委員会

支部の事業推進・会員組織の育成・事業の発展に関することを所管します。各支部、14名以内の委員で構成されます。

□ 地域班

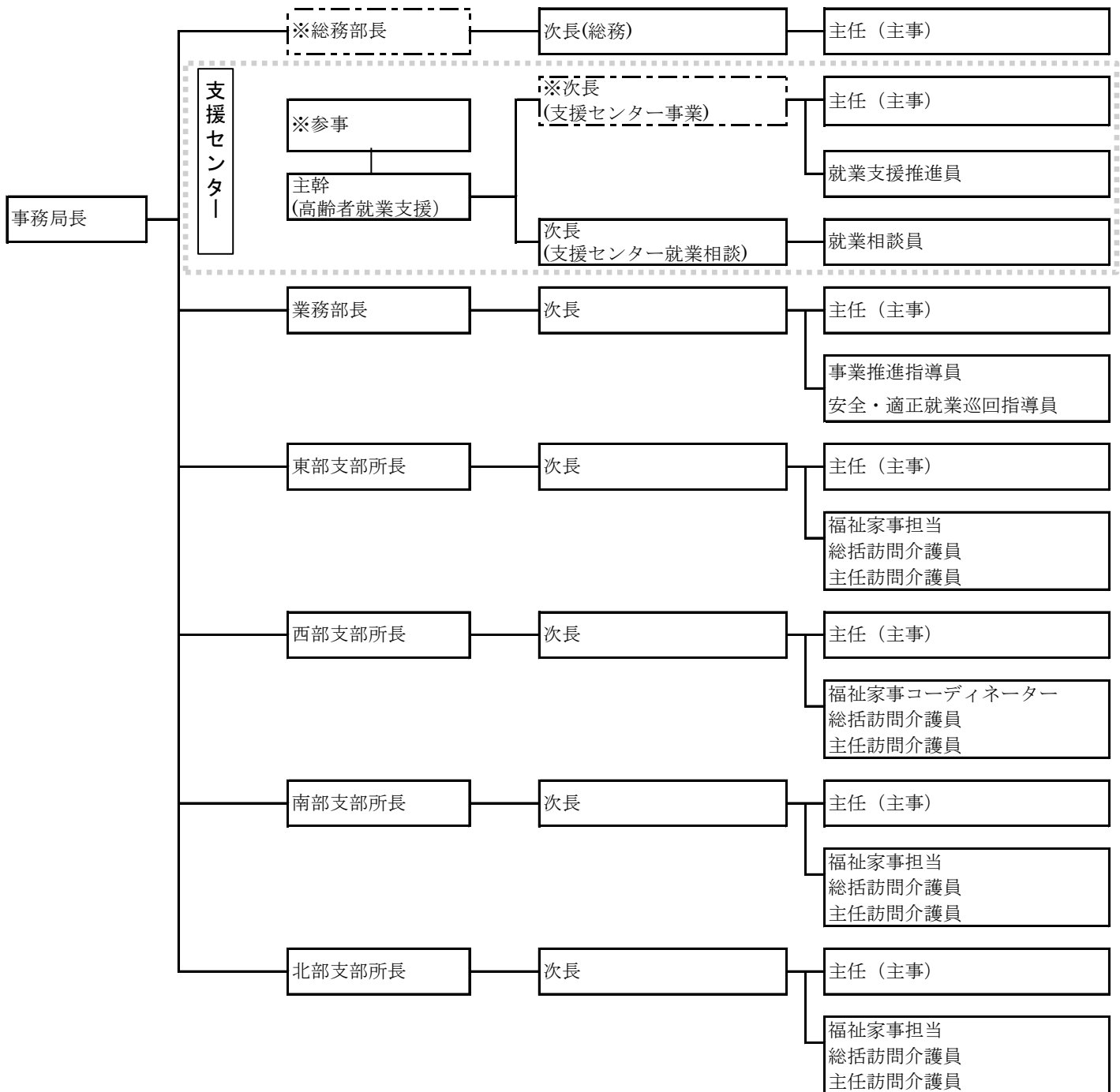
会員による自主運営体制を推進するために設置された地域単位の会員組織です。原則として、小学校通学区域を単位として組織され、会員相互の親睦・交流やセンター事業の普及啓発および連絡事項の伝達・文書の配布などの活動を行います。

□ 職群班

センターの理念である「共働・共助」を基本として、会員相互の連帯意識の醸成と技術・技能の向上を図り、グループ就業の効率化を推進することを目的に設置された就業職種別の会員組織です。会員の親睦・交流や、安全就業の推進、技能向上のための講習会、就業調整への協力等の活動を行います。

事務局組織

令和8年4月1日現在



※総務部長は事務局長事務取扱
 ※参事は事務局長事務取扱
 ※総務部次長(支援センター事業)は主幹事務取扱

事務分掌

総務部	総 務		法人運営、経理、庶務、人事、会員の入会
	支 援 センター	事 業	高齢者の就業に関する相談・情報提供、技能講習、交流啓発事業、自主事業支援
		就業相談	就業相談、雇用に関する情報提供、出張相談
業 務 部			仕事の受注・提供・契約、会員の安全就業、広報・普及啓発、訪問介護事業などの業務運営に関すること
支 部			仕事の受注契約(所管内)、会員の就業相談、会員に対する仕事の提供、訪問介護事業所支部出張所

事務所所在地

【東部支部】 管轄区：昭和区 瑞穂区 緑区 天白区

〒466-0015

名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1

TEL:052-842-4694 FAX:052-842-4894

【西部支部】 管轄区：北区 西区 中村区 中区

〒451-0025

名古屋市西区上名古屋二丁目 26 番 15 号

TEL:052-524-2181 FAX:052-532-6058

【南部支部】 管轄区：熱田区 中川区 港区 南区

〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目 6 番 4 号

TEL:052-671-3161 FAX:052-683-1614

【北部支部】 管轄区：千種区 東区 守山区 名東区

〒462-0026

名古屋市北区萩野通1丁目 34 番地

TEL:052-938-3628 FAX:052-934-7020

お問い合わせ（本部）

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター

〒466-0015

名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1

TEL:052-842-4688 FAX:052-842-4894

HP:<https://webc.sjc.ne.jp/nagoyasj/index>

